



訟 訟 1 第 9 8 0 号

平成 28 年 8 月 22 日

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目 7 番 9 号

チサンマンション丸の内第2 303号室

審査請求人 特定非営利活動法人
情報公開市民センター

上記代表者 理事長 新海 聰 殿

警視庁 警務部 訟務課 長



審査請求に対する裁決書謄本の送達について

あなたが東京都公安委員会に対して平成 27 年 4 月 26 日に提起した審査請求に対する裁決は、別紙裁決書謄本のとおりですから、これを送達します。

東京都公安委員会達第1244号

裁 決

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目7番9号

チサンマンション丸の内第2 303号室

審査請求人 特定非営利活動法人
情報公開市民センター

上記代表者 理事長 新 海 聰

処 分 庁 警 視 総 監

審査請求人が平成27年4月26日に提起した公文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）に係る審査請求について、東京都情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮詢し、その答申（平成28年7月7日付け答申第760号。以下「本件答申」という。）を得て、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

理 由

第1 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

東京都情報公開条例（以下「本件条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「1966年に日本武道館で行われたビートルズ日本公演に関し、警視庁警備部が撮影したフィルム」の開示請求（以下「本



件開示請求」という。)に対し、処分庁が平成27年2月25日付けで行った一部開示決定(本件決定)について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

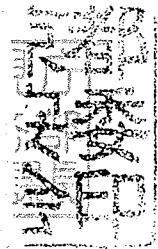
審査請求人は、以下の点を主張して、本件決定の取消しを求めているものと解される。

(1) 本件条例7条2号ただし書イは、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報につき、非開示とする個人情報から除外することを定めているところ、本件決定において、処分庁が「個人情報」を理由として非開示とする対象は必ずしも判然としないが、観客、警備担当者及びその他関係者の映像の容貌は、49年も前の容貌であるから、現時点では個人識別性がないといわざるを得ないものである。

また、仮に個人識別性があるとしても、1966年のビートルズの来日は、メンバーの公演のみならず、沿道や日本武道館内での聴衆の熱狂状況、過剰警備と言われすらした警察官の配置状況、ビートルズのメンバー及びビートルズの関係者や公演に携わったスタッフの状況や表情も含め、ビートルズファンはもとより、我が国の昭和史の一齣として、東京オリンピックや大阪万博の記録と同様、いずれも写真、テレビ番組及び商品化された公演のビデオ等によって、同年以降、現在に至るまで何度も公にされている。

以上のことからすれば、本件開示請求に係る当該フィルムに撮影されている個人の容貌は、本件条例7条2号ただし書イの「慣行として公にされている情報」に該当することは明らかであり、東京オリンピックや大阪万博等のアーカイブ映像と同様に全面的に開示されるべきであるから、本件決定は違法である。

(2) ビートルズに対する熱烈なファンは、ビートルマニアと呼ばれ、その喧噪は世界中で現象化し、これらは世界的に商品化されているところ、1966年の来日公演の状況も例外ではなく、厳重なスケジュール管理の合間を縫って外出したビートルズのメンバーや



マネージャー、付き人、ホテルに赴いたテーラーや古物商についてまで写真付きで広く報道され記録されていることに加え、ビートルズ及びその関係者、ファンを含むビートルズに関連する様々な事実は、英国のリバプール・ホープ大学院の学位として確立されており、既に歴史的な研究の対象とされていること、同公演の前後を通した記録は、様々なメディアで記録され報道されていることからすれば、ビートルズ以外の民間人の容貌も、本件条例7条2号ただし書イの「慣行として公にされている情報」に該当する。

(3) ビートルズの来日は、聴衆の熱狂とともに、これがもたらす混乱に対処するための厳重な警備も含めて社会現象として広く報道され、実際に、日本武道館会場内において1万人の観客に対して3,000人の警察官が動員され、ビートルズのメンバーに対して分刻みのスケジュール厳守や外出禁止の措置が執られており、こうした喧噪と警備の映像もアーカイブとして、NHKをはじめとする報道機関において保管されるとともに、時代の記録として何度も放映されていることからすれば、警備会議参加者及び警備担当者の容貌は、本件条例7条2号ただし書イの「慣行として公にされている情報」に該当するとともに、公務員の職務遂行の状況を撮影したものもあるから、同号ただし書ハの「公務員等の職務の遂行に係る情報」にも該当する。

第2 事案の概要

- 1 審査請求人は、平成27年2月10日、処分庁に対し、本件開示請求を行った。
- 2 処分庁は、平成27年2月25日付で、本件決定を行った。
- 3 審査請求人は、平成27年4月26日、本件審査請求を提起した。
- 4 当公安委員会は、本件審査請求につき、平成27年9月24日付で審査会に諮問したところ、平成28年7月7日付で、本件決定は取り消すべきものとは認められない旨の本件答申を得た。

第3 当公安委員会の判断



1 本件対象公文書等について

処分庁は、本件開示請求に対して、「ビートルズ来日に伴う警備（映像フィルムを記録したD V D）」（以下「本件対象公文書」という。）を対象公文書として特定し、本件対象公文書中のビートルズ以外の特定の個人を識別することができる容貌の部分（以下「本件非開示情報」という。）は本件条例7条2号に該当するとして、当該部分を非開示とする本件決定を行っていることから、以下、本件非開示情報の非開示妥当性について検討する。

なお、本件対象公文書の特定について、処分庁は、本件開示請求に係る映像フィルムを保有しているが、同フィルムを再生することができる機器を保有しておらず、これを本件開示請求の対象公文書とすることができなかつたため、処分庁において保有している同映像フィルムを複写したD V Dを本件対象公文書として特定した旨を説明しており、このような特定の経緯からすれば、本件開示請求に係る対象公文書の特定に違法な点はないことを付言しておく。

2 本件非開示情報の非開示妥当性について

- (1) 関係資料等によれば、本件非開示情報は、ビートルズ以外の特定の個人を識別することができる顔の部分であり、処分庁の説明するとおり、本件対象公文書中の個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものと認められることからすれば、本件条例7条2号本文に該当することは明らかである。
- (2) 次に、本件条例7条2号ただし書該当性について検討する。

ア 関係資料等によれば、本件対象公文書は警視庁において撮影されたものであり、ビートルズ到着時の状況といった過去に報道された映像に類似する映像に限らず、ビートルズ来日警備に伴う警備会議、車両検問等の警備実施状況及び日本武道館内外における観客等の一般人の状況等も記録されていることが認められ、処分庁においても、本件対象公文書を過去に公にした事実はなく、今後も公にする予定がない旨を説明していることを考慮すれば、



過去に本件対象公文書を構成する一部の映像と類似した映像が公開され、公開された類似映像の中に特定の個人の容貌が映っていたからといって、本件非開示情報が、直ちに法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報と認められるものではないから、本件条例7条2号ただし書イに該当しない。

イ また、本件条例7条2号ただし書ハに規定する「公務員等の職務の遂行に係る情報」とは、公務員等がその担当する職務を遂行する場合における情報を意味するものであるところ、警察職員の容貌がこれに該当するものとは認められないとからすれば、本件非開示情報については、同号ただし書ハに該当するものではなく、また、情報の内容及び性質からして、同号ただし書ロに該当するものでもない。

ウ したがって、本件非開示情報は、本件条例7条2号に該当することが明らかであるから、非開示とすることが妥当であると認められる。

3 本件対象公文書の一部開示の可否について

- (1) 本件非開示情報は、上記第3の2のとおり、本件条例7条2号に該当するものと認められるが、処分庁は、本件対象公文書中から本件非開示情報を除いて複写物を作成することは技術的に困難であるが、透明性の確保という情報公開の基本原則に照らして可能な限り開示するため、本件決定を行ったことを説明しているので、以下、本件対象公文書の一部開示の可否についても検討する。
- (2) 本件条例8条1項は、「実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。」と規定しているところ、ここにいう「非開示情報に係る



部分を容易に区分して除くことができ」とは、「東京都情報公開条例の施行について」（平成11年12月20日付け11政都情第366号）によれば、開示請求に係る公文書から非開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを区分し、かつ、非開示情報に係る部分を物理的に除くことが、当該公文書の中の非開示情報に係る部分を記録した状態や一部開示のための複写物を作成するために必要な時間、経費等から判断して、容易である場合をいうものと解される。

- (3) これを本件についてみると、関係資料等によれば、本件対象公文書は、DVDに記録された映像情報であり、その性質上、処分庁が現有の機器では、本件対象公文書から本件非開示情報を容易に区分して除くことは技術的に困難であると認められ、このことからすれば、本件対象公文書について、処分庁が本件条例8条1項に基づき、本件非開示情報以外の部分の開示義務を負うものとは認められない。
- (4) したがって、本件決定においては、本来、本件対象公文書を非開示とすべきであったものと認められるが、処分庁が本件決定によって一部を開示するとした部分以外の情報の開示を要しないという限りにおいて変わることろはないから、本件決定を取り消すべき理由はないというべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、上記判断を左右するものではない。また、関係資料等からして、本件決定について、違法又は不当な点も認められない。

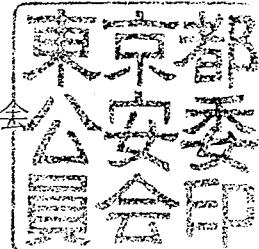
第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（ただし、平成26年法律第68号による改正前のもの。）40条2項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。



平成 28 年 8 月 19 日

東京都公安委員会



この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6箇月以内に、東京都を被告として（当該訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるすることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6箇月以内に、東京都を被告として（当該訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

上記は謄本である

平成 28 年 8 月 22 日

警視庁警務部訟務課長

